

官報

号外

平成二十八年十一月十八日

○第百九十二回 衆議院會議録 第十二号

平成二十八年十一月十八日(金曜日)

議事日程 第十一号

平成二十八年十一月十八日

午後一時開議

第一 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。総務委員長竹内讓君。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔竹内讓君登壇〕

○竹内讓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員

務員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十一月十四日本委員会に付託され、翌十五日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十七日、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。安全保障委員長山口壯君。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔山口壯君登壇〕

○山口壯君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するなど所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る十四日本委員会に付託され、翌十五日稲田防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席國務大臣

総務大臣 高市 早苗君
防衛大臣 稲田 朋美君

○議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨十七日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 田畑 裕明君 (理事伊藤忠彦君去る八月五日委員辞任につきその補欠)

理事 武田 良太君 (理事菅原一秀君去る九月二十三日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 山際大志郎君 (理事山田賢司君去る九月二十三日委員辞任につきその補欠)

欠

理事 松田 直久君 (理事寺田学君去る九月二十三日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

金子万寿夫君

小林 史明君

土屋 正忠君

武藤 容治君

武正 公一君

足立 康史君

木村 弥生君

中村 裕之君

椎木 保君

助田 重義君

瀬戸 隆一君

大岡 敏孝君

前川 恵君

宮路 拓馬君

木村 弥生君

前川 恵君

中村 裕之君

黒岩 宇洋君

椎木 保君

助田 重義君

瀬戸 隆一君

木下 智彦君

大岡 敏孝君

武藤 容治君

小林 史明君

土屋 正忠君

農林水産委員

辞任

補欠

中川 郁子君

前川 恵君

長坂 康正君

鳩山 二郎君

今野 智博君

木村 弥生君

助田 重義君

鈴木 馨祐君

西川 公也君

大隈 和英君

神谷 昇君

神谷 昇君

古賀 篤君

中谷 真一君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

金子万寿夫君

武正 公一君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

足立 康史君

長坂 康正君

助田 重義君

鳩山 二郎君

今野 智博君

木村 弥生君

中川 郁子君

前川 恵君

鈴木 馨祐君

西川 公也君

大隈 和英君

神谷 昇君

神谷 昇君

古賀 篤君

中谷 真一君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

古賀 篤君

中根 一幸君

長坂 康正君

菊田真紀子君

富岡 勉君

秋本 真利君

穴見 陽一君

うへの賢一郎君

岡下 昌平君

高橋ひなこ君

古田 圭一君

宮路 拓馬君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

中島 克仁君

古田 圭一君

高橋ひなこ君

中島 克仁君

うへの賢一郎君

熊田 裕通君

金子万寿夫君

坂本 哲志君

谷川 とむ君

長坂 康正君

中根 一幸君

加藤 鮎子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

菊田真紀子君

(議案送付)

一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提案案を参議院に送付した。
再犯の防止等の推進に関する法律案(法務委員長提出)

一、昨十七日、参議院に送付した本院提案案は次のとおりである。
公職選挙法の一部を改正する法律案
部落差別の解消の推進に関する法律案(第百九十回国会衆法第四八号)

再犯の防止等の推進に関する法律案
一、昨十七日、参議院に送付した内閣提案案は次のとおりである。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案
割賦販売法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)
一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事項
二、歳入歳出の実況に関する事項
三、国有財産の増減及び現況に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項

二、歳入歳出の実況に関する事項
三、国有財産の増減及び現況に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項

三、国有財産の増減及び現況に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
六、行政監視に関する事項

六、行政監視に関する事項

平成二十八年十一月十八日 衆議院會議録第十二号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

第六十一条中第二十九項を第三十項とし、第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「地方公務員法第四条第一項に規定する」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。この場合において、前項中「第十六条の八第一項」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

34 第六十一条に次の一項を加える。
地方公務員法第六条第一項に規定する任命

権者又はその委任を受けた者は、職場において行われる同法第四条第一項に規定する職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業、第六項において準用する第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第十二項中(当該育児休業等に係る三歳に満たない子)を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する子(第七十条の二及び第七十九条において「子」という。であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないもの)に改める。

第七十条の三第二項中「開始の日から起算して三月」を「日数を通算して六十六日」に、「期間」とを「もの」とに改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第十七条第四項第二号八」とあるのは、「第十七条第四項第二号ロ」と読み替えるものとする。
第四百二十二条第二項中「この法律」の下に「の

第四十三条第十二項	
地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項
地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次項に定めるものを除き、前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(同項及び第三項において「新地共済法」という。第七十条の三第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。))以後に開始された地方公務員等共済組合法第七十条の三第一項に規定する介護休業(以下この条において「介護休業」という。)に係る介護休業手当金について適用し、施行日前に開始された介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

2 施行日前に介護休業を開始した者であつて、施行日において当該介護休業の開始の日から起算して三月を超えていないものに係る新地共済法第七十条の三第二項の規定の適用については、同項中「日数」とあるのは、「日数(地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)の施行の日前の介護休業

規定」を加え、「においては」を「には」に改め、「掲げる規定の下に」を「中同表」を加え、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の表第四十三

の日数を含む。」とする。

3 新地共済法第七十条の三第三項後段の規定は、平成二十八年八月一日以後に開始された介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用する。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第四条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項ただし書中「各号の」を「各号に掲げるいずれかの方法」に改め、同項第二号中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、同条第六項第二号中「にあつては」を「には」に改め、同項第四号中「勤務しなかつた日」の下に「及び一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日」を加え、同条第十一項中「にあつては」を「には」に、「又は」を「又は」に改め、同条第十三項中「又は」を「又は」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)
第五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中「条例で定める日」を

「条例で定める者」とあるのは「設立団体の条例で定める者」と、「で条例」に、「設立団体の条例で定める日」を「で設立団体の条例」に改める。

〔雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第六条 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二の見出しを「国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項

理 由

育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

育児休業等の対象となる子について、職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であつて、当該職員が現に監護するもの等を含むものとする。

2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

（一）職員は、要介護家族の介護をするため、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で任命権者等が指定する期間内において、休業をすることができることとする。

（二）職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は要介護家族の介護その他の世話を行うため、一日未満の単位で休暇を取得することができることとする。

（三）任命権者等は、職員が要介護家族を介護

するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないこととする。

（四）職員は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、連続する三年の期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことができることとする。

（五）任命権者等は、職場において行われる職員に対する育児休業、介護をするための休業等の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、必要な体制の整備等雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととする。

（六）この法律は、平成二十九年一月一日から施行期日等

（一）この法律は、平成二十九年一月一日から施行すること。

（二）その他、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十八年十一月十七日

総務委員長 竹内 譲

衆議院議長 大島 理森殿

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成二十八年十月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十二万九千三百円」を「十三万八千円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万八千円」を「十一万三千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「九万八千五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条―第五条関係)

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条―第五条関係)						
職員の区分	職務の級		級			
	号	俸給月額額	2	俸給月額額		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	1	199,500 円	328,200 円	35	273,200	395,000
	2	201,200	330,400	37	277,500	398,000
	3	202,900	332,700	38	279,500	399,500
	4	204,600	334,800	39	281,400	400,900
	5	206,400	337,100	40	283,400	402,300
	6	208,100	339,300	41	285,200	404,000
	7	209,800	341,600	42	287,600	405,400
	8	211,400	343,900	43	289,900	406,700
	9	213,200	345,800	44	292,400	408,200
	10	215,100	347,900	45	294,500	409,800
	11	217,000	350,100	46	297,000	411,100
	12	218,900	352,200	47	299,300	412,600
	13	220,600	354,300	48	302,000	414,200
	14	222,600	356,300	49	304,400	415,900
	15	224,600	358,300	50	306,800	417,300
	16	226,600	360,300	51	309,300	418,900
	17	228,500	362,100	52	311,600	420,400
	18	231,200	364,000	53	313,900	422,100
	19	233,900	366,000	54	316,100	423,600
	20	236,600	368,000	55	318,200	425,200
	21	239,200	369,700	56	320,400	426,800
	22	242,000	371,600	57	322,600	428,300
	23	244,600	373,500	58	324,700	429,800
	24	247,300	375,400	59	326,900	431,000
	25	249,800	376,800	60	328,900	432,200
	26	252,300	378,600	61	331,000	433,400
	27	254,800	380,400	62	333,100	434,700
	28	257,100	382,300	63	335,300	436,000
	29	259,800	384,200	64	337,500	437,200
	30	262,200	386,100	65	339,400	438,400
	31	264,400	388,000	66	341,600	439,600
	32	266,600	390,000	67	343,700	440,800
	33	268,800	391,700	68	345,900	442,000
	34	271,000	393,400	69	347,800	443,200
			70	349,700	444,400	
			71	351,800	445,600	
			72	353,800	446,800	

再任用職員以外の職員							
73	355,500	447,900		111	403,600		
74	357,400	448,500		112	404,400		
75	359,200	449,000					
76	361,100	449,500		113	405,000		
			450,000	114	405,700		
77	363,000			115	406,400		
78	364,700			116	407,100		
79	366,400						
80	368,000			117	407,700		
				118	408,200		
81	369,500			119	408,600		
82	371,000			120	409,000		
83	372,500						
84	373,900			121	409,400		
				122	409,700		
85	375,000			123	410,000		
86	376,400			124	410,200		
87	377,800						
88	379,100			125	410,400		
				126	410,700		
89	380,400			127	411,000		
90	381,700			128	411,200		
91	382,900						
92	384,200			129	411,400		
				130	411,700		
93	385,500			131	412,000		
94	386,600			132	412,200		
95	387,900						
96	389,100			133	412,400		
				134	412,700		
97	390,500			135	413,000		
98	391,500			136	413,200		
99	392,600						
100	393,600			137	413,400		
				138	413,700		
101	394,500			139	414,000		
102	395,500			140	414,200		
103	396,600						
104	397,700			141	414,400		
				142	414,700		
105	398,400			143	415,000		
106	399,300			144	415,200		
107	400,200						
108	401,100			145	415,400		
109	401,900						
110	402,800						
				再任用職員	273,500		330,300

別表第二 自衛官俸給表(第四、五、六、八、二七、二八条の三、二九条の三関係)

階級 職員の 区分	陸海空 将将将 空将将	俸給月額			陸海空 将将将 補補補	俸給月額			陸海空 1等 等	俸給月額			陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐佐佐	俸給月額	陸海空 佐
-----------------	-------------------	------	--	--	-------------------	------	--	--	----------------	------	--	--	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	------------	------	----------

47	512,200	477,200	449,800	421,600	360,400	330,600	309,400	308,000	301,600	301,400	294,100	279,800
48	512,700	478,000	451,400	423,600	362,200	332,700	311,300	309,800	303,400	303,200	296,900	281,000
49	513,000	478,600	453,000	425,600	364,000	334,700	313,100	311,500	305,000	304,900	297,500	282,000
50	513,500	479,300	454,200	426,800	365,900	336,700	315,000	313,300	306,800	306,700	299,200	283,200
51	514,000	480,000	455,400	428,000	367,800	338,700	316,900	315,100	308,600	308,500	300,900	284,400
52	514,500	480,700	456,600	429,200	369,700	340,700	318,800	316,900	310,400	310,300	302,600	285,600
53	514,800	481,300	457,900	430,200	371,500	342,600	320,700	318,800	312,300	312,200	304,200	286,700
54	515,200	481,900	459,300	431,100	373,100	344,600	322,600	314,100	313,900	313,900	305,900	287,000
55	515,600	482,500	460,300	432,000	375,100	346,600	324,500	315,900	315,900	315,600	307,600	288,500
56	516,000	483,100	461,500	432,900	376,900	348,600	326,500	317,700	317,700	317,300	309,300	290,900
57	516,500	483,800	462,600	433,900	378,500	350,400	328,400	325,800	319,200	318,800	310,800	292,300
58	483,400	483,400	463,500	434,900	380,400	352,100	330,300	327,700	321,000	320,600	312,400	293,700
59	485,000	485,000	464,400	435,900	382,300	353,800	332,200	329,600	322,800	322,400	314,000	295,100
60	485,600	485,600	465,300	436,900	384,200	355,500	334,100	331,500	324,600	324,200	315,600	296,500
61	486,200	486,200	466,300	437,700	385,900	357,300	336,100	333,500	326,200	325,800	317,100	297,800
62	486,700	486,700	467,900	438,500	387,700	359,000	338,000	335,500	328,200	327,600	318,600	299,100
63	487,200	487,200	469,500	439,300	389,500	360,700	339,900	337,500	330,200	329,400	320,100	300,400
64	487,700	487,700	469,100	440,100	391,300	362,400	341,800	339,500	332,200	331,200	321,600	301,700
65	488,200	488,200	468,700	440,700	392,900	364,100	343,800	341,100	333,800	332,900	323,100	302,800
66	488,700	488,700	469,200	441,500	394,500	365,800	345,600	342,800	335,500	334,500	324,500	303,900
67	489,200	489,200	469,700	442,300	396,100	367,500	347,400	344,500	337,200	336,100	325,900	305,000
68	489,700	489,700	470,200	443,100	397,700	369,300	349,200	346,200	338,900	337,700	327,300	306,200
69	490,200	490,200	470,700	443,800	399,400	370,900	351,100	347,700	340,400	339,300	328,800	307,200
70	490,700	490,700	471,200	444,600	400,700	372,700	352,800	349,500	342,100	341,000	330,200	308,000
71	491,200	491,200	471,700	445,400	402,000	374,500	354,800	351,300	343,800	342,700	331,600	309,600
72	491,700	491,700	472,200	446,200	403,300	376,300	356,200	353,100	345,500	344,400	333,000	310,400
73	492,200	492,200	472,700	446,800	404,500	377,900	357,800	354,800	347,300	346,000	334,500	310,400
74	492,700	492,700	473,200	447,600	405,700	379,700	359,500	356,600	349,000	347,800	335,900	310,400
75	493,200	493,200	473,700	448,400	406,900	381,500	361,200	358,400	350,700	349,600	337,300	310,400
76	493,700	493,700	474,200	449,200	408,100	383,300	362,900	360,200	352,400	351,400	338,700	310,400
77	494,200	494,200	474,700	449,800	409,100	385,100	364,700	361,900	354,200	353,000	340,200	310,400
78	494,700	494,700	475,200	450,500	410,200	386,800	366,400	363,600	355,900	354,600	341,700	310,400
79	495,200	495,200	475,700	451,200	411,300	388,500	368,100	365,300	357,600	356,200	343,200	310,400
80	495,700	495,700	476,200	451,900	412,400	390,200	369,800	367,000	359,300	357,800	344,700	310,400
81	496,000	496,000	476,700	452,500	413,400	391,700	371,500	368,600	360,800	359,500	346,000	310,400
82	497,000	497,000	477,200	453,100	414,200	393,200	373,300	370,100	362,400	360,900	347,400	310,400
83	497,700	497,700	477,700	453,700	415,000	394,700	375,100	371,600	364,000	362,300	348,800	310,400
84	498,200	498,200	478,200	454,300	415,800	396,200	376,900	373,100	365,600	363,700	350,200	310,400
85	498,800	498,800	478,800	454,800	416,400	397,800	378,500	374,500	367,000	365,200	351,600	310,400
86	499,200	499,200	479,200	455,400	417,200	399,100	380,100	375,900	368,400	366,500	352,900	310,400
87	499,700	499,700	479,700	456,000	418,000	400,400	381,700	377,300	369,800	367,800	354,200	310,400
88	500,200	500,200	480,200	456,600	418,800	401,700	383,300	378,700	371,200	369,100	355,500	310,400
89	500,700	500,700	480,700	457,000	419,500	402,900	384,800	380,100	372,600	370,400	356,700	310,400
90	501,200	501,200	481,200	457,500	420,400	404,100	386,300	381,600	374,100	372,000	357,900	310,400
91	501,700	501,700	481,700	458,000	421,300	405,300	387,800	383,100	375,600	373,000	359,100	310,400
92	502,200	502,200	482,200	458,500	422,200	406,500	389,300	384,600	377,100	375,200	360,300	310,400
93	502,700	502,700	482,700	459,000	422,900	407,700	390,900	386,200	378,600	376,700	361,400	310,400
94	503,200	503,200	483,200	459,500	423,700	408,900	392,400	387,900	380,200	378,200	362,600	310,400
95	503,700	503,700	483,700	460,000	424,500	409,500	393,900	389,600	381,800	379,700	363,800	310,400
96	504,200	504,200	484,200	460,500	425,300	410,400	395,400	391,300	383,400	381,200	365,000	310,400
97	504,700	504,700	484,700	461,000	425,900	411,300	396,800	392,800	385,100	382,700	366,200	310,400
98	505,200	505,200	485,200	461,500	426,600	412,200	398,200	394,100	386,400	384,000	367,400	310,400
99	505,700	505,700	485,700	462,000	427,300	413,100	399,600	395,400	387,700	385,100	368,200	310,400
100	506,200	506,200	486,200	462,500	428,000	414,000	401,000	396,700	389,000	386,300	369,200	310,400

再任用職員以上の職員

101						486,500	483,000	428,700	414,800	402,200	387,900	387,300	370,000
102						487,000	483,500	429,400	415,600	403,200	388,900	388,100	370,900
103						487,500	484,000	430,100	416,400	404,200	389,900	388,900	371,800
104						488,000	484,500	430,800	417,200	405,200	393,400	389,700	372,700
105						488,300	485,000	431,600	418,000	406,000	401,900	394,300	373,600
106							485,500	432,200	418,900	407,000	403,000	395,300	374,500
107							486,000	432,800	419,800	408,000	404,100	396,300	375,400
108							486,500	433,400	420,700	409,000	405,200	397,300	376,300
109							486,800	434,000	421,400	409,900	406,100	398,400	377,000
110							487,300	434,600	422,200	410,800	407,000	399,200	377,800
111							487,800	435,200	423,000	411,700	407,900	400,000	378,600
112							488,300	435,800	423,800	412,600	408,800	400,800	379,400
113						488,600	436,300	436,300	424,400	413,500	409,800	401,700	380,300
114							486,900	436,900	425,100	414,400	410,800	402,500	397,700
115							487,500	437,500	425,800	415,300	411,800	403,300	398,500
116							488,100	438,100	426,500	416,200	412,800	404,100	399,300
117							488,600	438,600	427,200	417,000	413,600	405,000	400,100
118							489,200	439,200	427,900	417,800	414,500	405,800	400,900
119							489,800	439,800	428,600	418,600	415,400	406,600	401,700
120							490,400	440,400	429,300	419,400	416,300	407,400	402,500
121							490,900	441,000	429,900	420,200	417,000	408,300	403,300
122							491,500	441,500	430,600	421,000	417,800	409,100	404,100
123							492,100	442,100	431,300	421,800	418,600	409,900	404,900
124							492,700	442,700	432,000	422,600	419,400	410,700	405,700
125							493,300	443,300	432,600	423,200	420,300	411,600	406,500
126							493,800	443,800	433,300	423,900	421,100	412,400	407,400
127							494,400	444,400	434,000	424,600	421,900	413,200	408,300
128							495,000	445,000	434,700	425,300	422,700	414,000	409,200
129						445,500	495,300	445,500	435,300	426,100	423,600	414,900	409,900
130							496,000	446,000	436,000	426,800	424,400	415,700	
131							496,700	446,700	436,700	427,500	425,200	416,500	
132							497,400	447,400	437,400	428,200	426,000	417,300	
133							498,000	448,000	438,000	429,400	426,900	418,200	
134							498,700	448,700	438,700	430,200	427,700	419,000	
135							499,400	449,400	439,400	431,000	428,500	419,800	
136							500,100	450,100	440,100	431,800	429,300	420,600	
137						440,700	500,500	440,700	432,500	432,500	430,100	421,500	
138							493,400	443,400	433,400	433,400	430,900	422,300	
139							494,300	444,300	434,300	434,300	431,700	423,100	
140							495,200	445,200	435,200	435,200	432,500	423,900	
141						493,300	493,300	424,700	435,900	433,300	424,700		
142						493,400	493,400	424,800	436,700	434,100	424,800		
143						493,500	493,500	424,900	437,500	434,900	424,900		
144						493,600	493,600	425,000	438,300	435,700	425,000		
145						493,700	493,700	425,100	439,100	436,500	425,100		

備考(一) 統合補隊長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二欄又は三欄に定める額の俸給を支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き継いで勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「において」の下に、「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし」を加える。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百六十七・五を「百分の百六十一・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の法(附則第三条において「新法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額の特例)

第二条 平成二十八年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において法第五条第四項又は第五項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(給与の内払)

第三条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。))附則第八条の規定に基づいて支給された俸給を含む)は、新法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第八条の規定による俸給を含む)の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

第四条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。))附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。))附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。))附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

3 平成二十八年法律第 号。以下この項において「平成二十八年一般職給与改正法」という。

う。附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法第十一条第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、平成二十八年一般職給与改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する平成二十八年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生(以下「学生」という。)の学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒(以下「生徒」という。)の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。

2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される平成二十八年十二月期の期末手当の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。

3 子以外の扶養親族に係る扶養手当が支給さ

れない職員等について、政令で定めること。

4 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される平成二十九年以降の六月期及び十二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ百分の百六十二・五とすること。

5 この法律は、公布の日から施行し、1 に関する規定は、平成二十八年四月一日から適用すること。ただし、3 及び4 に関する規定は、平成二十九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛省の職員の給与等が一般職の国家公務員の給与等との権衡を考慮して定められている実情等に鑑み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う平成二十八年度の給与改定に要する経費は、約百五十億円である。

右報告する。

平成二十八年十一月十七日

安全保障委員長 山口 壯
衆議院議長 大島 理森殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
二〇円	二八円